

雨天の場合は15日(日)に開催します。午後5時30分から9時まで市陸上競技場周辺道路の交通規制を行いますので、ご注意ください。 問い合わせ先 市観光協会 (☎23 3006)

お知らせ

information

市役所代表 ☎23 5111

ホームページアドレス

http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/

記事の中で電話番号がない場合は、市役所代表番号(☎23 5111)をダイヤルし、内線番号または課名をお話してください。費用などの記載がないものは無料です。

▶ 8月の無料相談のご案内

内容	日時
行政相談	8月2日(月)・16日(月) 午後1時～3時
法律相談	8月25日(水) 午後1時～4時 ※8月18日(水)から予約受付
不動産相談	8月12日(木) 午後1時～3時
人権相談	8月27日(金) 午後1時～3時
消費生活苦情相談	8月4日(水)・18日(水) 午後1時～3時

ところ 生活環境課内市民相談室
申し込み先 生活環境課 (☎内線 223)

▶ 虐待・育児の相談

申し込み先 福祉課 (☎内線 259)

▶ DV被害・離婚などの相談

申し込み先 福祉課 (☎内線 272)

暮らし

■ 暮らし

市税の夜間納付・相談窓口開設のお知らせ

日中の来庁が困難な場合はご利用ください。

■ 夜間納付・相談窓口

とき 8月30日(月)～9月3日(金)

午後5時30分～8時

ところ 収納課

問い合わせ先 収納課

(☎内線 198)

「ねんきん定期便の無料相談会」開催

「ねんきん定期便」を受け取った市民を対象に、社会保険労務士が相談に応じます。

とき 8月20日(金)、9月17日(金)、

10月15日(金)、11月19日(金)、

12月17日(金) 午前10時～午後3時

(正午から午後1時までを除く)

ところ 十和田おいらせ農協本店

持ち物 ねんきん定期便に関する書類

※事前に予約が必要です。

申し込み先 青森年金事務所

(☎017-734-7496)

児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当の受給資格者は現況届、特別児童扶養手当の受給資格者は所得状況届の提出が必要です。提出されない場合、手当は支給されませんので忘れずに提出してください。

提出期間 ▼児童扶養手当

8月2日(月)～31日(火)

▼特別児童扶養手当

8月11日(水)～9月10日(金)

◆いずれも

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日を除く)

※対象者には封書で通知していますので、必要書類を確認してください。

問い合わせ先 福祉課

(☎内線 258)

ひとり親家庭リフレッシュ支援事業のお知らせ

ひとり親家庭などのかたが、県が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊費用の一部を助成します。

対象者 県内に居住している母子・父子家庭の母・父および20歳未満の児童など

申し込み先 十和田警察署総務課 (☎23 3195)

対象施設 ラ・プラス青い森、帰帆荘

アヴァンセふくち、市民の森やすぎ荘(三沢市)、大間町海峡保養センター

助成額 1泊分の宿泊料の一部

(3600円～4600円)

利用方法 利用する施設に予約後、

利用する2週間前までに関係書類を添えて県こともみらい課へ申請してください。

※申請書は福祉課に備え付けてあります。

問い合わせ 県こともみらい課

(☎017-734-9303)

オウム真理教被害者救済法のお知らせ

オウム真理教による地下鉄サリン事件や松本サリン事件などの無差別大量殺傷行為により被害を受けたかたに対し、国が給付金を支給して救済を図るため、通称「オウム真理教被害者救済法」が平成20年に施行されました。

申請期限を過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。

申請期限 12月17日(金)

申し込み先 十和田警察署総務課

問い合わせ先 (☎23 3195)

(☎23 3195)

(☎23 3195)

(☎23 3195)

(☎23 3195)

(☎23 3195)

(☎23 3195)

住民基本台帳による人口と世帯

(6月末日現在・かつこ内は前月比)

人口	66,138人	(+15人)
男	31,831人	(+15人)
女	34,307人	(±0人)
世帯数	26,809世帯	(+34世帯)

平成22年の交通人身事故

(6月末日現在・かつこ内は前年同期比)

延べ発生件数	143件	(-45件)
死者	1人	(+1人)
傷者	176人	(-68人)
飲酒による事故	1件	(-1件)

水酸化等資金融資あっせん、利子補給制度が利用しやすくなりました

利用者の負担を軽減するため書類作成などの手続きの簡素化、融資限度額を引き上げるなどの改正をしました。

制度の主な改正点

▼限度額は80万円から120万円に引き上げられました。

▼融資契約の際に連帯保証人を選定するか保証料を支払うか選択できます。

※各金融機関で取り扱いが異なるため、事前に金融機関で確認ください。

※詳細は市ホームページでも確認できます。

問い合わせ先 下水道課

(☎内線 488)

農地の受け手を探す事業が始まります

農地を所有しているが耕作のできないかた、または農地を貸したいが貸す相手が見つからないかたに代わって、耕作するかたを探します。

なお6年以上の貸借契約を結んだ場合、貸し手、借り手の双方に10アール当たり、90000円の奨励金を交付する事業があります。

申し込み先 地域担い手協議会

問い合わせ先 (☎内線 315)

(☎内線 315)